十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成四十六年六月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十九　払込期日　平成二十六年六月二十日

○財務省告示第二百十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（三十年）（第四十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で六千四百六十八億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千八百七億八千百五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千九百五十八億二千三百七十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百一億九千五百二十五万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で五百二十三億円
ニ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三百九十九億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　六千四百五十億百七十万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　五百二十一億五千三百五十六万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　三百九十七億八千八百二十八万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十六年六月二十日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円六十五銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円七十二銭
十二　利率　年一・七パーセント
十三　初期利子　平成二十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成五十六年六月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十九　払込期日　平成二十六年六月二十日

○財務省告示第二百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年六月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百二十四回、第百二十六回、第百二十九回、第百三十四回、第百三十五回、第百三十七回、第百三十八回及び第百四十四回）及び利付国庫債券（三十年）（第三回、第九回、第十回、第十三回、第十四回、第十五回、第二十回、第二十二回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十四回、第三十五回、第三十八回及び第四十回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。